



平成 20 年 3 月 13 日

各 位

東京都新宿区西新宿六丁目 10 番 1 号
株式会社フォーサイド・ドット・コム
代 表 取 締 役 安 嶋 幸 直
(JASDAQ・コード: 2330)
問い合わせ 取締役経営企画担当 川崎雅嗣
T E L 03-5339-5820 (IR 問合せ窓口)

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成20年3月13日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下のとおり、当社及び当社関係会社の役員（取締役及び監査役をいいます。以下、同様です。）及び従業員並びに当社の取引先に対しストックオプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任すること並びに当社取締役に対してストックオプションとして付与される新株予約権は会社法第361条に規定する報酬等に該当し、また、当社監査役に対してストックオプションとして付与される新株予約権は、会社法387条に規定する報酬等に該当致しますので、これらの報酬等の付与することについての承認を求める議案を下記のとおり平成20年3月28日開催予定の第8回定時株主総会に付議することを決議致しましたので、お知らせ致します。なお、本ストックオプションの対象となる取締役の員数は、第8回定時株主総会で選任される予定の取締役を含め3名（社外取締役はおりません。）であり、監査役の員数は、第8回定時株主総会で選任される予定の監査役を含め3名となります。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることを目的とし、下記 5. の募集事項に記載のとおり、当社及び当社関係会社の役員及び従業員並びに当社の取引先に対し新株予約権を発行するものであります。なお、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとします。

2. 新株予約権割当の対象者

当社及び当社関係会社の役員及び従業員並びに当社の取引先に割り当てるものと致します。なお、取引先とは、顧問契約を締結している顧問弁護士、税理士、コンサルタント等を含み、また、当該取引先が法人である場合は、その役員及び従業員等を含むものとします。

3. 取締役の報酬等の額

取締役の報酬等の総額は、平成 16 年 1 月 29 日開催の定時株主総会において年額 3 億円以内とする旨ご承認頂いておりますが、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることを目的とし、かかる年額の報酬とは別枠にて、ストックオプションとして当社取締役に発行される新株予約権に係る報酬枠の設定をお願いするものであります。

当社取締役に本新株予約権が割り当てられる場合、その上限個数は 10,000 個とさせていただきます。なお、当該新株予約権は「額が確定していない」報酬等（会社法第 361 条 1 項 2 号）に該当し、その報酬等の算定方法については、下記 5. に記載の内容の新株予約権を、割り当てられる新株予約権の個数に新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した新株予約権 1 個当たりの公正価値を乗じて得た額とします。

4. 監査役の報酬等の額

監査役の報酬等の総額は、平成 16 年 1 月 29 日開催の定時株主総会において年額 1 億円以内とする旨ご承認頂いておりますが、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることを目的とし、かかる年額の報酬とは別枠にて、ストックオプションとして当社監査役に発行される新株予約権に係る報酬枠の設定をお願いするものであります。

当社監査役に本新株予約権が割り当てられる場合、その報酬額の上限は 5,000,000 円とし、当社は下記 5. に記載の内容の新株予約権を、割り当てられる新株予約権の個数に新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した新株予約権 1 個当たりの公正価値を乗じた額の合計が同報酬額を超えない範囲で付与するものとします。

5. 新株予約権の内容及び募集事項

- (1) 本定時株主総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

20,000 個を上限とする。

なお、本新株予約権を行使することにより交付される株式の総数は、当社普通株式 20,000 株を上限とする（ただし、下記 5. (2) の規定に従い、下記に定義される付与株式数の調整が行われた場合には、当該調整後の付与株式数に、本新株予約権の上限の数を乗じた数を上限する。）。

- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数（以下、「付与株式数」という。）は 1 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、株式交換または株式移転を行う場合、その他付与株式数について調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- (3) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に(2)に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

各新株予約権の行使により発行又は移転する株式 1 株当たりの行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）におけるジャスダック証券取引所が公表する当社普通株式の午後 3 時現在における直近の売買価格（以下「終値」という。）の平均値とする。ただし、当該金額が権利付与日の終値（当日に最終価格がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権の割当日の終値とする。なお、本総会の日以降に最初の新株予約権（以下「最初の新株予約権」という）が発行された場合、それ以後、本定時株主総会の日から 1 年間以内の日に発行する新株予約権に関する 1 株当たりの行使価額は、最初の新株予約権に関する 1 株当たりの行使価額（調整がなされた場合は調整後の 1 株当たりの行使価額）と同額とすることができる

なお、本総会終結後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後に、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分（新株予約権の権利行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

上記の他、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成 21 年 5 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）のうち、当社及び当社関係会社の役員又は従業員は、権利行使時においても、当社及び当社関係会社の役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、定年・任期

満了により退任・退職した場合その他正当の理由のある場合はこの限りではない。

②新株予約権者のうち、新株予約権の発行時において当社の取引先であった者は、原則として、新株予約権の行使時においても当社との取引関係が継続していることを要する。

③本新株予約権は新株予約権者のみが行使できるものとし、新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めない。

④その他の条件については、本定時株主総会以後に開催される新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得事由

①本新株予約権の発行日以降、当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたとき、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

②新株予約権者が、上記(6)の規定により本新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権のその他の内容

本新株予約権に関するその他の内容については、当社取締役会で決定する。

以 上